

『東大阪市いきいき長寿TRYぱらん2027』策定業務仕様書

- 1 業務名 『東大阪市いきいき長寿TRYぱらん2027』策定業務
- 2 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで
- 3 受託者の義務 受託者は作業を円滑に進めるために、委託者と密接に連絡を取り、委託者から回答や報告を求められた際には速やかに対応するとともに提出期限等を遵守すること。
- 4 業務概要 東大阪市高齢者保健福祉計画・東大阪市第10期介護保険事業計画・東大阪市認知症施策推進計画（令和9年度～令和11年度）を策定するため、本市介護保険事業の分析、資料収集、企画立案、関係機関検討会議の運営等の支援業務の実施

5 委託業務内容

（１）アンケート調査に係る調査・分析等の事務処理

①アンケート調査票（原案）の作成

計画策定の基礎的資料とするため、市民の現状やニーズを把握する調査票及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業所への意識や課題を把握する調査票の原案を作成する。

厚生労働省が示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を念頭に、「見える化システム」へ調査結果を登録及び分析することを踏まえ必要項目を整理し、本市の前回アンケートの項目内容や項目数について見直し作成すること。

アンケートは次のA～Eの5種類作成する。

【市民向けアンケート】（ルビあり）

調査票	対象	抽出数（予定）	送付数（予定）	送付物	調査方法
A	要介護認定を受けていない65歳以上の方	2,575件 103件×25圏域	2,500件	・調査票A ・事業説明資料（A4版1枚） ・返信用封筒	郵送調査
	要支援1・2の方	2,575件 103件×25圏域	2,500件		
B	要介護1～5で在宅サービスを利用している方	3,125件 125件×25圏域	3,000件 （B3,000件、 C3,000件同封）	・調査票B ・調査票C ・返信用封筒	郵送調査
C	Bの対象者の介護者（Bに同封）				
計		8,275件	8,000件		

【事業者向けのアンケート】

調査票	対象	送付数	送付物	調査方法
D	居宅介護支援事業所 (令和7年11月1日 時点の市内全事業者)	約220件 (令和7年7月1日 現在217件)	・依頼状 ・調査票D ・返信用封筒	郵送調査 また、全件ウェブ形式による調査とすることも可能とする。この際のアンケート回答ページの周知は市で行うこととし、調査票の印刷・郵送等は不要とする。
E	地域包括支援センター (市内全事業者)	22件	・依頼状 ・調査票E ・返信用封筒	

②アンケート調査票及び封筒（送付用・返信用）の印刷

返信用封筒の返信先は本市とする。①に示す市民向けアンケートの調査票には本市の提供する宛名シールと同じナンバリング（4桁想定）を行うこと。

③アンケート調査票の発送、回収

発送用郵送料・返信用郵便料は受託者が負担する。

宛名シールと同一番号の調査票を封入すること。宛名シール提供後、受託者において発送までの作業を行い、発送前に市の指示する死亡・転出等の抜き取り作業を行うこと。

市に返送されたアンケート調査票を市から回収し、点検・入力作業を行うこと。

④アンケート結果等の集計、分析

アンケート結果の単純集計、クロス集計、圏域毎の地域診断及び課題抽出を含めた分析、市の提示するデータの分析や現行計画策定時からの動向分析、考察を行うこと。

⑤地域包括ケア「見える化」システム登録データ作成

市民向けアンケート結果のうち、厚生労働省が指定する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査項目について結果を抽出し、地域包括ケア「見える化」システムへの送信データを作成する。

（2）介護保険給付実績等の現状分析及び課題抽出

介護保険に関する国民健康保険団体連合会の給付実績データを整理・分析するとともにその傾向等を踏まえ、事業量の推計にあたって必要となるデータ作成を行う。

（3）高齢者保健福祉施策における施策の現状分析及び課題の抽出

計画策定に必要なデータの収集及び分析をし、本市高齢者保健福祉施策の現状を整理、分析するとともにその傾向等を踏まえ課題の抽出を行う。また、地域密着型サービス、地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業を含んだ事業体系ならびに運用について点検を行い、必要に応じて見直しを行う。「見える化」システムの活用等により本市の特性を明らかにするとともに、計画関連資料の作成支援を行う。

（4）認知症施策における施策の現状分析及び課題の抽出

計画策定に必要なデータの収集および分析をし、本市の認知症施策の現状を整理、分析するとともにその傾向等を踏まえ課題の抽出を行う。また高齢者保健福祉施策・介護保険事業と合わ

せて、必要に応じて見直しを行い、計画関連資料の作成支援を行う。

(5) 人口、介護保険被保険者数、要介護認定者数の推計、介護保険の将来サービス需給量推計、目標量の設定及び保険料の推計

(6) 東大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会及び『東大阪市いきいき長寿TRYぷらん』策定にかかる懇話会（6回程度）への出席及び資料（会議資料、議事録）の作成、東大阪市社会福祉審議会への出席及び会議資料の作成支援

※議事録及び資料等は電子メールにて市へ提出のこと

(7) 関係機関へのヒアリング及び地域説明会、パブリックコメントの実施支援

※議事録及び資料等は電子メールにて市へ提出のこと

・地域包括支援センター・家族介護者等とのヒアリング(各1回程度)

同席及び議事録等の作成

・地域説明会

企画、運営、資料（会議資料、議事録）の作成

※会議資料の印刷は本市で行う。

・パブリックコメント

資料作成及び意見集約

(8) (1)～(5)のデータを活用し、(6)(7)などの議論を踏まえ、具体的施策の提案及び助言など計画策定の支援。ただし、大阪府の計画との整合性や国の方向性を踏まえたものとする。

(9) 成果物納品

①アンケート結果報告書・・・令和8年3月

電子データ及び製本（モノクロ A4版、300ページ程度、60部）

②計画原稿・・・・・・・・・・令和8年10月下旬

電子データ及び製本（モノクロ A4版、60部）

③計画書本編・・・・・・・・・・令和9年3月下旬

電子データ及び製本（モノクロ但し表紙・裏表紙はフルカラー、
A4版、150～200ページ程度、200部）

④計画書概要版・・・・・・・・・・令和9年3月下旬

電子データ及び製本（フルカラー A4版、8ページ、500部）

※電子データはPDFファイル及び編集可能な形式（Word、Excel）で納品すること。

※成果品については、受託者において責任をもって校正したのち、市の確認を受けること。

6 その他

(1) 成果品の著作権は本市に帰属するものとする。また本市の許可なく成果品を他に利用、公表又は貸与してはならない。

(2) 再委託は原則として禁止する。

(3) この契約に関し業務上知り得た事項を漏らしてはならない。また個人情報記録された資料を承諾を受けずに複製・利用してはならない。

- (4) 受注者が業務の履行に要する費用については、全て受注者の負担とする。
- (5) 業務完了後に受注者の責に帰すべき事由による成果品の不備や不良があった場合は、受注者は速やかに発注者の指示に従い、修正等の措置を受注者負担で行うこと。
- (6) その他契約書及び本仕様書に定めのないものについては、その都度、双方協議し、誠意をもってこれにあたること。